

環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）

第六条 みなし浄化槽に関する法第十条第一項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
全ばつ気方式	一 処理対象人員が二〇人以下の浄化槽	三月
	二 処理対象人員が二一人以上三〇〇人以下の浄化槽	二月
	三 処理対象人員が三〇一人以上の浄化槽	一月
分離接触ばつ気方式、分離ばつ気方式 又は単純ばつ気方式	一 処理対象人員が二〇人以下の浄化槽	四月
	二 処理対象人員が二一人以上三〇〇人以下の浄化槽	三月
	三 処理対象人員が三〇一人以上の浄化槽	二月
散水ろ床方式、平面酸化床方式又は地下砂ろ過方式		六月
備考 この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別によるし（屎）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA三三〇二）」に定めるところによるものとする。この場合において、一未満の端数は、切り上げるものとする。		

2 浄化槽に関する法第十条第一項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接触ばつ気方式、嫌気ろ床接触ばつ気方式又は脱窒ろ床接触ばつ気方式	一 処理対象人員が二〇人以下の浄化槽	四月
	二 処理対象人員が二一人以上五〇人以下の浄化槽	三月
活性汚泥方式		一週
回転板接触方式、接触ばつ気方式又は散水ろ床方式	一 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	一週
	二 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（一に掲げるものを除く。）	二週
	三 一及び二に掲げる浄化槽以外の浄化槽	三月
備考 この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別によるし（屎）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA三三〇二）」に定めるところによるものとする。この場合において、一未満の端数は、切り上げるものとする。		

3 環境大臣が定める浄化槽については、前二項の規定にかかわらず、環境大臣が定める回数とする。

4 法第十一条の二第二項の規定による再開の届出に当たって保守点検が行われたときは、前三項の規定の適用については、これを法第十条第一項に基づく保守点検とみなす。

5 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、前四項の規定にかかわらず、必要に応じて行うものとする。